

議案第7号

紫波町税外収入未納金等徴収条例等の一部を改正する条例

(紫波町税外収入未納金等徴収条例の一部改正)

第1条 紫波町税外収入未納金等徴収条例(昭和39年紫波町条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
(督促手数料) 第2条 町長は、法第231条の3第1項の規定により、歳入について督促状を発したときは、督促状1通について、200円の督促手数料を徴収しなければならない。 <u>ただし、公共下水道、農業集落排水施設、小規模集合排水処理施設又は管理型浄化槽の使用料に係る督促であつて、水道料金の督促状に併記して行う場合は、この限りでない。</u>	(督促手数料) 第2条 町長は、法第231条の3第1項の規定により、歳入について督促状を発したときは、督促状1通について、200円の督促手数料を徴収しなければならない。
2 略	2 略

(紫波町飲料水供給施設条例の一部改正)

第2条 紫波町飲料供給施設条例(昭和46年紫波町条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正部分に対応する同表の改正後部分が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
(使用料) 第6条 略 2 略	(使用料) 第6条 略 2 略 <u>3 町長は、使用料を納期までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。</u> <u>4 町長は、前項の規定により督促状を発したときは、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収する。</u>

(紫波町営農飲雑用水施設条例の一部改正)

第3条 紫波町営農飲雑用水施設条例(昭和57年紫波町条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正部分に対応する同表の改正後部分が存在する場合には、当該改正部分を当該

改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
(使用料) 第2条 略 2 略	(使用料) 第2条 略 2 略 <u>3 町長は、使用料を納期までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。</u> <u>4 町長は、前項の規定により督促状を發したときは、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収する。</u>

(紫波町簡易給水施設条例の一部改正)

第4条 紫波町簡易給水施設条例(昭和60年紫波町条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正部分に対応する同表の改正後部分が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
(使用料) 第2条 略 2 略	(使用料) 第2条 略 2 略 <u>3 町長は、使用料を納期までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。</u> <u>4 町長は、前項の規定により督促状を發したときは、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収する。</u>

(紫波町下水道条例の一部改正)

第5条 紫波町下水道条例(平成22年紫波町条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正部分に対応する同表の改正後部分が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
(排水設備等の工事の実施) 第9条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の工事に関し技能を有する者(以下「責任技術者」という。)が専属する業者として規則で定めるところにより町長が指定した工事店(以下「排水設備工事指定店」という。)が施行しなければならない。	(排水設備等の工事の実施) 第9条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の工事に関し技能を有する者(以下「責任技術者」という。)が専属する業者として規則で定めるところにより町長が指定した工事店(以下「排水設備工事指定店」という。)が施行しなければならない。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長(地方公営企業法(昭</u>

2 略

(占用料の徴収)

第62条 略

(1)～(3) 略

(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件

2 略

(使用料等の督促等)

第66条 町長は、この条例の規定により徴収する使用料その他の収入(以下「使用料等」という。)を納期までに納付しない者があるときは、当該使用料等に係る督促手数料及び延滞金を徴収するものとし、その徴収については、紫波町町税外収入未納金等徴収条例(昭和39年紫波町条例第20号)の規定を適用する。この場合において、第23条の受益者負担金に係る延滞金については、都市計画法第75条第4項の規定により、同条例第3条中「14.6パーセント」とあるのは「14.5パーセント」とする。

和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

2 略

(占用料の徴収)

第62条 略

(1)～(3) 略

(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件

2 略

(使用料等の督促等)

第66条 町長は、この条例の規定により徴収する使用料その他の収入(以下「使用料等」という。)を納期までに納付しない者があるときは、当該使用料等に係る督促手数料及び延滞金を徴収するものとし、その徴収については、次項に定めるものを除き、紫波町町税外収入未納金等徴収条例(昭和39年紫波町条例第20号)の規定を適用する。この場合において、第23条の受益者負担金に係る延滞金については、都市計画法第75条第4項の規定により、同条例第3条中「14.6パーセント」とあるのは「14.5パーセント」とする。

2 第17条の使用料(第36条、第41条及び第57条において準用する場合を含む。この項において同じ。)に係る督促手数料は、督促状1通につき100円とする。ただし、第17条の使用料を岩手中部水道企業団給水条例(平成26年岩手中部水道企業団条例第24号)の規定により徴収される水道料金又は紫波町飲料水供給施設条例(昭和46年紫波町条例第29号)、紫波町営農飲雑用水施設条例(昭和57年紫波町条例第34号)若しくは紫波町簡易給水施設条例(昭和60年紫波町条例第16号)の規定により徴収する使用料に併せて徴収するときは、この限りでない。

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の督促手数料の規定は、施行日以降に納期限の到来する使用料に係る督促手数料について適用し、同日前に納期限の到来した使用料に係る督促手数料については、なお従前の例による。
- 3 第5条の改正による改正後の紫波町下水道条例第9条ただし書きの規定は、この条例の施行の日以後に申請する排水設備等の新設等の工事から適用し、同日前に申請した排水設備等の新設等の工事については、なお従前の例による。

令和8年2月27日提出

紫波町長 鎌田千市

理由

公共下水道等の使用料に係る督促手数料の額を改定するとともに、排水設備等の工事を行うことのできる者の要件を改めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。